平成２３年（フ）第１５７５号
堺市西区浜寺南町２丁138番地３　ドミール浜寺201号、前住所堺市西区浜寺公園町３丁233番地
債務者　藤原　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６６２号
大阪府松原市上田１丁目２番21―403号
債務者　田代　里美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６８３号
堺市中区八田北町10番地31　10棟408号
債務者　林　　時子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６８９号
堺市堺区宿院町東３丁１番14―405号
債務者　田中なみ紀
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９２号
堺市西区菱木１丁2334番地　クレスト菱木203号、前住所堺市西区原田24番地13
債務者　伊東　真樹
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７０５号
堺市南区城山台２丁１番20―205号
債務者　國分美智子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７０８号
堺市美原区大饗69番地１　クレール美原Ａ―108号
債務者　小泉　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１４号
堺市南区桃山台１丁５番３―301号
債務者　甲斐　道代
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１８号
大阪府富田林市津々山台４丁目11番23号
債務者　天羽　克美（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５１号
堺市中区福田603―21―204、住民票上の住所大阪府和泉市伯太町四丁目６番10―107号
債務者　篠原　裕治
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９４９号
大阪府阪南市自然田424番地の８、前住所大阪府阪南市緑ケ丘１丁目13番９号
債務者　西内　知子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５３号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町２丁目530番地の１―102
債務者　東　　優
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５９号
大阪府岸和田市中井町１丁目２番27号グランデール西村Ｃ棟102号
債務者　麓　　孝則
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１号
大阪府泉大津市森町１―８―24、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原1951番地の20
債務者　河野　匡志
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２号
大阪府泉大津市東雲町５番37号ハイネス８―Ａ―102号
債務者　赤野　　薫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
大阪府和泉市下宮町141番１ひかりの園、住民票上の住所大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―1109号
債務者　森田　健藏
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
大阪府貝塚市名越471番地
債務者　平野　京子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係